

広めよう！届けよう！献血フェスタ開催業務委託に係るプロポーザル実施要領

この実施要領は、広めよう！届けよう！献血フェスタ開催業務の公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加しようとする者が提出する企画提案書等を審査し、受注者を選定する手続について必要な事項を定める。

1 委託業務の概要

- (1) 業務の名称
広めよう！届けよう！献血フェスタ開催業務
- (2) 業務の目的
令和8年7月に本県で開催した第62回献血運動推進全国大会では、多くの学生や生徒に大会へ参加いただくなど、若年層への献血推進機運向上について一定の成果が得られた。
大会後も、引き続き若年層を中心に、献血の重要性への理解と協力への促進を図るため、献血フェスタを開催する。
- (3) 業務の内容
別添1「広めよう！届けよう！献血フェスタ開催業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。
- (4) 委託期間
契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (5) 予算額
金3,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
ただし、鳥取県議会令和8年9月定例会において本件に係る予算案が原案のとおり可決されなかったときは、本公告を取り止めることとする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独事業者又は共同事業体とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 単独事業者に関する要件
 - ア 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
 - イ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。
 - (ア)「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」
 - (イ)「イベント・広告・企画」の「広告・広報」

なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年9月24日（木）正午までに、原則としてとっとり電子申請サービスにより15の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに15の場所に必ず連絡すること。

- ウ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てが行わ

れた者でないこと。

カ 本プロポーザルに係る共同事業体の構成員でないこと。

キ 法人格を有していること。

(2) 共同事業体に関する要件

構成員が共同して本件業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することにより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

ア 共同事業体のすべての構成員が競争入札参加資格を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されていること、及びそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア)「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」

(イ)「イベント・広告・企画」の「広告・広報」

なお、本プロポーザルに参加を希望する共同事業体の構成員であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和8年9月24日（木）正午までに、原則としてとっとり電子申請サービスにより15の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに15の場所に必ず連絡すること。

イ 各構成員は、上記（1）の要件ア、ウからオまで及びキの要件を全て満たしていること。

ウ 各構成員が、本プロポーザルにおいて参加する単独事業者又は他の共同事業体の構成員でないこと。

3 提案の募集方法

公募型プロポーザルにより募集することとし、本プロポーザルの実施要領を本件調達の公告日から同年10月15日（木）までの間インターネットの鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/iryoushidou/>）に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

本件調達の公告日から同年10月15日（木）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 14の場所

4 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 事業者概要及び事業実績（様式第2号）

ウ 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第4-1号、4-2号）

(2) 提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年9月30日（水）午後5時15分まで

イ 提出場所 14の場所

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

持参による提出の場合は、提出期限までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付ける。郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によりアの提出期限までに必着のこととする。持参による場合を除き、14の場所に事前に電話連

絡すること。

※本プロポーザルへの参加は、(1)に掲げる有効な提出書類をアの提出期限までに提出した者に限る。

5 質問の受付について

実施要領の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

(1) 受付期間

本件の公告日から令和8年9月30日(水)午後5時15分まで

(2) 受付方法

実施要領の内容等に関する質問がある場合は、質問内容を明確に記載し、14の場所に電子メール(様式自由)にて提出すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

※電子メールを送信する際は、件名に「広めよう！届けよう！献血フェスタ開催業務」と記載すること。

(3) 質問とその質問に対する回答は、令和8年10月6日(火)までに、全参加表明者に電子メールで送信するとともに、インターネットの鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/iryoushidou/>)に掲載する。

6 企画提案書の作成、提出等

企画提案書は、次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案に必要な書類

ア 企画提案書(様式第3号)

イ 仕様書に基づく各業務等の具体的実施案(企画の趣旨やコンセプト、具体的な実施内容)

ウ 実施体制、実施スケジュール

具体的なタイムスケジュール、出演者案、進行、会場レイアウト、スタッフの配置数等を盛り込むこと。

エ 見積(想定)価格を記載した書面

委託業務を実施するのに必要な経費の見積(想定)価格を記載し、提出すること。なお、様式は任意とするが、積算内訳を明記すること。

オ 個人情報の管理に係る申告書(様式第5号)

(2) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年10月15日(木)午後5時15分まで

イ 提出場所 14の場所

ウ 提出書類の形式 用紙サイズはA4判(必要に応じてA3判の折り込みも可とする)用紙とし、様式及び枚数は任意とする。

エ 提出部数 正本1部、副本7部 計8部

オ 提出方法 持参又は郵送すること(ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。)。持参による提出の場合は、提出期限までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付ける。郵送による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)よりアの提出期限までに必着のこととし、併せて14の場所に事前に電話連絡すること。

※企画提案書の提出は、4(1)に掲げる有効な提出書類を4(2)アの提出期限までに提出した者に限る。

(3) その他留意事項

ア 業務実施体制、実施責任者、事業所概要等について追加説明資料を求められた場合は、速やかに提出すること。

イ 提出書類について、この実施要領に示された条件に適合しない場合は、企画提案書を無効

とすることがある。

ウ 企画提案書については、後日、紛争が生じた場合の証拠書類とするため、原則として返却しない。

エ 企画提案書については、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第2項に規定する公文書として開示請求の対象となることがある。

オ 企画提案書については、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しないこと。

7 企画提案のプレゼンテーション実施

（1）日時 令和8年10月下旬～11月上旬（予定）

（2）場所 鳥取県庁内会議室（予定）

（3）プレゼンテーション持ち時間 20分以内（厳守）

※プレゼンテーション終了後に、審査委員からの質問時間を10分程度設ける。

（4）その他

正式な開催日時、集合時間及び会議室等は、別途参加表明者に通知する。

情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合には、別途参加表明者に通知する。

8 審査会の設置

（1）審査会の名称

広めよう！届けよう！献血フェスタ開催業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）

（2）構成人数

審査委員の数は5名とし、県職員以外の有識者を含むものとする。

9 評価方法

企画提案書等の評価は、審査会において、別添2「広めよう！届けよう！献血フェスタ開催業務委託に係るプロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、次の評価方法により行う。

（1）あらかじめ提出された企画提案書等、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答を受けて、各審査委員が審査要領に定められた評価基準に基づき審査項目を個別に評価採点する。各審査員の評価点（100点満点）を集計し、その合計点数により順位付けする。最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。審査の結果、同点の場合は、順位点の方法（各審査委員の評価採点により付けられた順位をそのまま得点とし、その点数の合計の値の少ないほうから提案者の順位をつける方法）により、最も高い順位の者を最優秀提案者として選定する。順位点も同点の場合は、経費の金額が最も低い提案者を採用することとする。

（2）審査結果は、文書で提案者全員に通知し、その概要を鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/iryoushidou/>）で公表するものとする。

なお、通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

また、公表の内容のうち審査結果については、最優秀提案者及び全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者のみ記載するものとする。

（3）審査の経緯は、公表しない。

（4）審査結果に対する異議申立ては、受け付けない。

（5）企画提案書の提出が期限に遅れた場合又は審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は、審査対象外とする。

10 契約の締結

（1）9により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

協議が不調のときは、9により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

（2）契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契

約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県（以下「県」という。）が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者を行い、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交流をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

1.1 契約保証金

受注者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1.2 スケジュール（予定）

令和8年 9月14日（月）	募集開始
令和8年 9月24日（木） 正午	競争入札参加資格登録申請期限
令和8年 9月30日（水）	参加表明書の提出期限、質問の受付期限
令和8年10月 6日（火）	質問への回答期限
令和8年10月15日（木）	企画提案書の提出期限
令和8年10月下旬～11月上旬	（別途通知）審査会、審査結果通知→契約締結

1.3 その他

（1）次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

ア 2の参加資格のない者から企画提案書が提出された場合

イ 虚偽の記載がなされた企画提案書が提出された場合

ウ 4（1）の参加表明書等の提出が提出期限までにない者から企画提案書が提出された場合及び提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

エ 審査の公平性を害する行為があった場合

（2）参加費用等

本プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。

（3）企画提案書の取扱い

ア 提出期限後、企画提案書の加筆修正は認めない。

イ 企画提案書は、返却しない。

（4）参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、

速やかに連絡するとともに文書で通知すること。

- (5) 提出された書類は、原則として業務実施予定者の選定以外の目的には使用しないが、本業務及び本プロポーザルに係る参加者から提出された書類等の情報について、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定に基づく開示請求があった場合には、原則開示するものとする。

(6) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は、提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

- (7) 本プロポーザルは、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する能力等を評価し、当該業務の受注者を選定するために実施するものである。したがって、契約後の業務においては、必ずしも9により選定された者の提出した企画提案書の内容どおりに業務を実施するものではない。

- (8) 9により選定された者は、業務委託契約に当たり、契約書を作成するものとする。

また、9により選定された者は、本プロポーザルの最適者として選定したものであるが、契約手続の完了までは、発注者との契約関係を生じるものではない。

14 各種書類の提出先及び問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課 保険医療指導担当 中田、柳瀬

電話 0857-26-7189 / ファクシミリ 0857-26-8168

電子メール iryou-hoken@pref.tottori.lg.jp

15 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431